

# ポテトカード会員約款

## 【約款の目的】

第1条 斜里ポテト協同組合（以下「当組合」という）が発行するポテトカード（以下「カード」という）の利用について規定するもので、利用者（以下「カード会員」という）は、本約款に従ってお取引いただくものとします。

## 【入会・カードの発行・貸与】

第2条 当組合のカード会員に入会を希望される小学生以上の方は、この約款をご承認のうえ、入会申込書にお名前、住所、電話番号、性別、生年月日（必要記載事項）等をご記入下さい。その証としてカードをお一人様につき原則1枚のみ発行いたします。ただし、第5条3項による再発行の場合は、手数料が必要です。

2 法人、団体でのお申し込みもできます。

3 カードは、本人が利用できるものとし、第三者に譲渡、貸与した場合は無効となります。また、利用されない場合は、返却して下さい。

4 入会申込書の氏名、住所などの記載事項に変更がありましたらご連絡下さい。

## 【ポイントサービス】

第3条 お客様が当組合加盟店にて商品及びサービスを購入される場合、お会計の際にカードを一緒にお渡し下さい。その際、200円（税抜）毎に1ポイント加算されます。ただし、当組合または加盟店がポイントの付与ができないと指定した商品その他のお取引の代金のお支払いには、ご利用いただけません。

2 貯まったポイントは、1ポイント＝1円でお買物に利用ができます。また、イベントの参加等にも利用できます。また、ポイント残高の上限は、20万ポイントまでといたします。

3 更に、貯まったポイントは「地域応援ポイント」として組合が定める斜里町で活動する団体に寄付することもできますので、事務局にお尋ね下さい。

4 お買物するお店でカードを忘れの場合、「どこでもポイント」レシートを発行いたしますので、後にそのレシート発行店又は当組合加盟店にてカードと一緒ににお渡し下さい。額面通りのポイントを付加します。また、【取次所】道の駅しゃりでもできます。

5 返品が発生した場合、その商品をご購入の際に加算したポイントは差し引かせて頂きます。

6 斜里町が発行するポイント（以下「行政ポイント」という。）サービスを受けた場合、そのポイントも1ポイント＝1円でお買物などに利用ができます。

## 【プリペイドサービス】

第4条 カード会員は、当組合が定めるプリペイド入金場所において決められた現金を前払することによりカードにプリペイド入金されます。その際、通常1%の割増ポイントが付与されます。その額はレシートにより確認することができます。入金単位 1千円単位で10万円まで

2 カードにプリペイド入金することが可能な利用可能残高の上限は、金10万円までとします。

3 入金されたプリペイドの利用は、加盟店に対し、その利用残高の範囲内で、当組合が定める方法により、代金のお支払いにご利用いただけます。ただし、当組合または加盟店が「プリペイドでのご利用ができないものとして指定した商品その他のお取引の代金のお支払いには、ご利用いただけません。

4 お客様が前項によりプリペイドをご利用になる場合には、カード利用端末機により出金処理し、加盟店はプリペイドのご利用額をレシートにより発行いたします。このレシートには、次のご利用可能残高が表示されています。

### 【カードの再発行】

第5条 カードの破損、カード利用端末機の故障などの場合、加盟店でのカード利用はできませんのでご了承下さい。

- 2 カードの読取ができない場合等の異常が生じた場合には、お客様は、当組合が定める方法でカードを提出いただくことにより、当組合の定める方法によりカードの再発行をすることができます。その際の再入力金額等は、最終履歴の記録によります。
- 3 紛失、破損等お客様の事情により当組合が本条の取扱いをする場合には、当組合はお客様に当組合所定の再発行手数料をご負担いただきます。その際の再入力は、最終履歴の記録により推計した金額とします。

### 【加盟店との紛議】

第6条 お客様がカードをご利用された際に、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、加盟店との間で解決していただくものとします。

### 【換金の原則禁止】

- 第7条 カードのプリペイド利用可能残高は、次の場合を除き、現金との引換えはできません。
- 2 お客様の事情によりプリペイド利用可能残高のご利用が著しく困難になったと認められる場合には、お客様は当組合が定める方法により、ご利用可能残高から当組合が定める換金手数料を控除した金額の払戻しを受けることができます。
  - 3 ポイント残高は、現金との引換えはできません。

### 【カードの利用期限及び退会】

- 第8条 プリペイド、ポイントどちらかのカード利用が2年間無い場合、カードは利用できなくなり「ポイント及びプリペイド残高」については失効扱いとなり、自動的に退会となります。
- 2 会員は、随時退会できるものとします。それに伴い、ポイント・プリペイドの利用可能残高は、失効しますので退会前にご利用下さい。

### 【カード会員の資格喪失】

- 第9条 会員が本約款に違反した場合、その他利用状況が不適切または不審であると当社が判断した場合、当社はいかなる通知・催告を要せず会員資格を喪失させることができるものとする。
- 2 反社会的勢力（暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人）に該当する者ないしこれらに準ずる者であると認められた場合、および暴力的または威迫的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為を行った場合は、当社はいかなる通知・催告を要せず会員資格を喪失させることができるものとする。

### 【個人情報の取扱い】

- 第10条 当組合は、個人情報保護に係わる法令を遵守いたします。開示を受ける個人情報は、下記の目的の範囲内で利用させていただきます。
- ① 住所・氏名・生年月日・電話番号・ご利用金額等を登録すること。
  - ② 当組合又はカードを利用されたお店からの広告宣伝物などの送付、カード利用に係る確認やご案内のための電話、電子メールなどによる情報提供
  - ③ 統計資料の作成やご意見、ご感想及びアンケートのお願いの連絡
- 2 カード会員が自身の個人情報の開示を請求するときは、本人であることを証明するため書類

(自動車運転免許証、パスポートなど)の提示が必要となります。

- 3 開示請求により、登録内容に誤りがある場合、当該情報の訂正又は削除を請求できます。
- 4 カード会員が過去の買物履歴情報をご希望される場合には、当組合は当組合が定める手続により、本人に交付いたします。なお、当組合が定める実費相当額をお客様にご負担いただく場合があります。

#### 【発行保証金の保全方法（資金決済法第14条）】

第11条 当組合は、資金決済法第14条に基づき、毎年3月31日および9月30日時点の未使用残高の半額以上を発行保証金として保全します。

- 2 当組合は、網走信用金庫と支払保証委託契約（発行保証金保全契約）を締結し、利用者資金を保全しています。
- 3 当組合が破産等により業務継続不能となった場合、会員は資金決済法第31条に基づき、保全された発行保証金から他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

#### 【無権限取引（不正利用）に関する補償方針】

第12条 カードの盗難・紛失・偽造等により第三者に不正利用（無権限取引）が発生した場合、当組合は会員からの申告および調査結果に基づき補償の可否を個別に判断します。

- 2 補償は、会員の故意または重大な過失がない場合に限り、当組合が定める範囲内で行います。
- 3 次の場合は補償対象外とします。
  - ① 会員の故意・重大な過失が認められる場合
  - ② 家族等、会員が認めた者による利用と判断される場合
  - ③ カード裏面に署名がない場合
  - ④ 当組合が不正利用と認めない場合
- 4 不正利用が疑われる場合、会員は速やかに当組合へ連絡するものとします。
- 5 重大な不正利用が発生し注意喚起が必要と判断される場合、当組合はホームページまたは店頭掲示等により公表します。

#### 【約款の変更】

第13条 カードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当組合は一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

#### 【お客様ご相談窓口】

第14条 カードまたは本約款に関するご質問またはご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談については下記までご連絡下さい。

TEL：0152-23-0902 又は 0152-26-8240

〒099-4112 斜里町港町1番地 斜里ポテト協同組合

〒099-4113 斜里町本町37番地 【取次所】道の駅しゃり（内斜里ポテト協同組合）

#### 【附則】

- 1 本約款は平成29年9月20日から施行する。
- 2 本約款の改定後の規定は2026年3月9日から施行する。